

介護サービスの利用のしかた

在宅でサービスを利用したい

1 ケアプラン作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者が決まったら松山市に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。



2 ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

①利用者の現状を把握

ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い

利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

③ケアプランの作成

作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 サービス事業者と契約

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業者と契約します。

4 在宅サービスを利用



17ページへ

施設に入所したい

1 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



2 ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者 に合ったケアプランを作成します。



3 施設サービスを利用



20ページへ

地域密着型サービスは

26ページへ

福祉用具の利用は

28ページへ

住宅改修の利用は

29ページへ

介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 「利用者負担のめやす」は、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。
- 共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



●主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体^{せいしき}の清拭
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます。

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示で理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



●利用者負担のめやす

1回※	308円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
歯科医師が行う場合 (月2回まで)	517円

訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師の指示で看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	471円
病院または診療所から (30分未満の場合)	399円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります。

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含みます。
※食費、日常生活費は別途必要です。
※個別の機能訓練や入浴を行った場合の加算があります。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※送迎を含みます。
※食費、日常生活費は別途必要です。
※個別の機能訓練や入浴を行った場合の加算があります。

有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護サービス（施設サービス）

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。

●要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。
※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

生活の場で長期療養したい

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

施設サービスを利用した場合の利用者負担

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割・居住費等・食費・日常生活費を利用者が負担します。居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

●基準費用額（1日あたり） ●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額になります。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円（1,231円）	437円*（915円）	1,445円

※ 令和7年8月利用分から 介護老人保健施設、介護医療院の室料負担のある多床室を利用した場合の基準費用額が697円になります（ショートステイ利用時も同様）。

ただし、低所得の人の施設利用が困難にならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

●負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階		預貯金等 ※夫婦は〔 〕内	居住費等				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	1,000万円 (2,000万円) 以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万9千円以下*の人	650万円 (1,650万円) 以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3 段階 ①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万9千円超120万円以下*の人	550万円 (1,550万円) 以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3 段階 ②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の人	500万円 (1,500万円) 以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

※ 令和7年8月利用分から 第2段階、第3段階①の80万円が80万9千円に変わります。

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額になります。
●住民税非課税世帯でも別世帯の配偶者や内縁関係の者が住民税課税の場合は対象になりません。
●第2号被保険者の預貯金等については、全ての段階において1,000万円（夫婦は2,000万円）以下となります。



サービスに苦情や不満があるときは？



介護（介護予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス事業者相談しづらいときは、下記のような相談先もあります。



「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。

「松山市の指導（監査）担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、松山市で事業者を調査して指導します。

「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

「国保連」に相談

松山市での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、愛媛県に設置されている国保連（国民健康保険団体連合会）に申し立てることができます。



ハラスメントのない介護現場をめざして



近年、介護現場において、利用者やそのご家族等からの介護従事者に対するハラスメントが問題になっています。

ハラスメントは、受けた人の尊厳や人格を傷つけるだけでなく、介護従事者が安心してサービス提供を続けることを難しくし、安定的な介護事業の運営を妨げるものです。

ハラスメントを防止することは、利用者が安心して継続的に介護サービスを受けることにもつながりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ハラスメントとは

① 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避して危害を免れた場合も含みます）

例 ものを投げつける、唾を吐く、叩く、蹴る、つねる、ひっかく等

② 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為

例 大声を出す、怒鳴る、「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する、威圧的な態度で文句を言う、土下座など過度な謝罪を要求する等

③ セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

例 必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、卑猥な言動をする等